

湯の駅おおゆ
指定管理者募集要項

令和8年9月

秋田県鹿角市

湯の駅おおゆ 指定管理者募集要項

大湯温泉の優れた観光資源を活用して観光客と市民の交流を図るとともに、地域のにぎわいを創出し、市の基幹産業である観光業と農商工業の活性化に資するため設置された「湯の駅おおゆ」の管理を効率的かつ効果的に行うことを目的に、鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設

湯の駅おおゆ

2 対象施設の概要

所在地	鹿角市十和田大湯字中谷地 19 番地
設置目的等	大湯温泉の優れた観光資源を活用して観光客と市民の交流を図るとともに、地域のにぎわいを創出し、市の基幹産業である観光業と農商工業の活性化を図る。
施設の概要	平成 30 年 3 月完成 建物 木造平家建 3 棟 1,108.13 m ² 【交流施設（物販店舗、足湯、調理研究室、研修室、カフェ）、大湯市場、イベントゾーン（屋外ステージ、屋外広場）】 鉄骨造平家建 2 棟 61.60 m ² 【倉庫】 敷地 24,571.72 m ²
営業期間	通年

3 応募者の参加資格

- (1) 指定期間中、対象施設を安全円滑に管理運営できる団体であること。
- (2) 申請時において次の事項に該当する団体等は、申請することができません。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
 - ②民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生又は更生手続をしているもの
 - ③市、国及び他の地方公共団体から、指名停止を受けている期間中のもの
 - ④国税及び地方税に未納があるもの
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当するもの

4 指定管理者が行う業務（詳細は管理運営仕様書による。）

- (1) 市の観光宣伝及び地場産品の普及宣伝に関する業務
- (2) カフェの運営及び物産等の販売に関する業務
- (3) 施設及び備品等の維持管理及び運営に関する業務
- (4) 利用の許可、取り消し及び利用の制限に関する業務
- (5) 利用料金の徴収、減免、還付及びその他利用料金の徴収に関する業務
- (6) 大湯温泉地区との連携・協力に関する業務
- (7) 自主事業の運営に関する業務
- (8) その他施設の管理運営に関し市長が必要と認める業務

5 管理運営に要する経費

- (1) 指定管理業務に係る経費は、施設の収入等をもって充てることとし、原則支払いません。

ただし、公益的施設の維持管理に必要な経費については、指定管理料として当該年度の予算額の範囲内において支払うこととします。指定管理料の内訳については以下のとおりです。

- ・人件費
- ・旅費（駅長会議、その他会議等の参加に関わるもの）
- ・需用費（消耗品費、光熱水費、修繕料（軽微なもの））
- ・委託料（保守点検、消防設備点検、警備業務、清掃、駐車場内除排雪他）
- ・使用料及び賃借料（防犯カメラリース）
- ・負担金（道の駅連絡会、水利利用他）
- ・その他諸経費

【過去の指定管理料の実績】

R7 年度:17,408 千円（税込） R6 年度:17,035 千円（税込）

なお、指定管理者に支払う指定管理料は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに市と指定管理者が協議のうえ締結する年度協定書において定めます。

- (2) 施設の利用料金は、条例に定める金額を上限として指定管理者が市長の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入として収受させます。

6 管理を行わせる期間（指定期間）

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間の途中でであっても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

7 管理の基準

指定管理者は、以下の基準により施設を管理運営する必要があります。

- (1) 湯の駅おおゆ条例及び同施行規則並びにその他関係法令に基づき、適正な管理運営を行うこと。
 - (2) 地方公共団体が設置する公の施設であることを踏まえ、日本国憲法に定める政教分離の原則に照らし、宗教的行為の対象となる工作物等の設置や宗教的儀式的性格を持つ催事等の実施、その他、一般に宗教的中立性に疑義が生じる行為等については行わないこと。
 - (3) 作業委託や物品・食料品の納入等に関して地元業者への発注に努めること。
 - (4) 個人情報保護法に基づき個人情報保護策を講じること。
- ※管理の基準に関する細目的事項については、協議の上、別途協定で定めま
す。

8 指定管理者と市との責任分担

指定管理者と市との責任分担は、原則として別途定めるリスク分担表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めることとします。

9 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、市は、指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及びその実施を求められます。
この場合において、指定管理者が定められた期間内に改善することができなかったときには、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) 指定管理者が市の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (4) (2) 又は (3) により指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなります。
- (5) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について協議することとします。

10 選定の方法、基準及び時期

- (1) 鹿角市指定候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、次に掲げる①から⑥の選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の

候補者として選定します。

なお、委員会における申請者のプレゼンテーション及びヒアリングに係る経費は、申請者の負担とします。

また、審査基準は次のとおりです。

・湯の駅おおゆの指定管理者（候補者）選定の審査基準

①市民の平等利用の確保

ア 利用者の平等な利用が確保されるものであるか

②施設の設置目的の効果的な達成

ア 施設の設置目的、理念を理解した管理がなされるものであるか

イ 施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか

ウ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか

エ 利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか

オ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであるか

③効率的な管理

ア 収支計画は適正なものであるか、また、その実現性はどうか

イ 経費縮減に向けた取り組みがなされるものであるか、また、その実現性はどうか

④適正かつ確実な管理を行う能力

ア 団体の経営状況は、安全かつ健全なものであるか

イ 団体の施設管理に関する実績はどうか

ウ 人員配置計画は適切なものであるか

エ 経理的な基礎が備わっているか

オ 技術的な基礎が備わっているか

カ 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか

キ 安全管理は適切か

ク 個人情報 の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか

⑤大湯温泉地区との連携・協力度

ア 連携・協力方法について具体的な案があるか

⑥その他施設の設置の目的又は性質に応じて定める基準

ア 地域経済の活性化に資するものであるか

イ 本市の観光振興に資する取り組みがなされるものであるか

(2) 選定は、11月2日(月)(予定)にプレゼンテーションを行い、鹿角市指定候補者選定委員会における審査結果を踏まえて選定し、選定結果については、後日書面により通知します。

1.1 申請の手続き

(1) 指定管理者の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出してください。

- ①湯の駅おおゆ 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ②申請資格証明書
 - ア 法人登記簿の謄本（法人の場合）
 - イ 代表者の身分証明書（非法人の場合）
 - ウ 納税証明書（指名願用で、この要項の配布開始以降に交付されたもの）
※納税の義務がない場合は、その旨を記載した申立書
 - エ 団体の構成員の氏名及び住所等を記載した書類
- ③湯の駅おおゆに関する業務計画書（初年度より 3 カ年分）（様式第 2 号）
- ④収支計画書（初年度より 3 カ年分）（様式第 3 号）
- ⑤団体の経営状況を説明する書類
- ⑥活動内容等を記載した書類
 - ア 活動実績書
 - イ 団体の定款もしくは寄付行為又はこれに相当する書類
 - ウ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する書類
- ⑦指定管理者もしくは類似業務実績を記載した書類
- ⑧その他市長が必要と認める書類
- (2) 申請書類の提出場所

郵便番号 018-5201 秋田県鹿角市市花輪字新田町 11-4
鹿角市 観光戦略部 観光交通課 観光振興班（電話 0186-30-0248）
- (3) 申請書類の受付期間

令和 8 年 9 月 9 日（水）から令和 8 年 10 月 16 日（金）まで
（受付時間：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで）
申請書類を土、日、祝日を除く受付期間内に直接持参してください。郵送・FAX 等による受付は行いません。
- (4) 提出部数等

正本 1 部、副本 9 部を提出してください。
（申請書類のうち法人の登記事項証明書については正本 1 部のみ提出してください。）
※指定管理者の候補の選定にあたり、委員会において申請者に対して、申請書類の内容について説明を求めることがあります。
- (5) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

 - ① 受付期間 令和 8 年 9 月 9 日（水）午前 9 時から
10 月 14 日（水）午後 5 時まで
 - ②受付方法 質問票（別記様式）に記入の上「問い合わせ先」に提出してください。
また、ファクシミリ、電子メールでの提出も受け付けます。
なお、電話、訪問、口頭などによる質問は受け付けません。
 - ③回答方法 書面で回答します。

(6) 著作権の帰属等

業務計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、業務計画書の内容を無償で利用できるものとします。

また、提出された書類については、鹿角市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(7) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(8) その他

①指定管理者の申請にあたっては、条例及び規則を承知の上で申請してください。

②申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

③指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

ア 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なうなどにより、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

④申請者名は、選定後にすべて公表します。

⑤申請の撤回及び申請書類の修正はできません。(軽微な修正を除く。)

1 2 現地説明会等

現地説明会の実施を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめご連絡ください。なお、説明会の日時は調整させていただきます。

1 3 指定管理者の指定及び指定後の手続き

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要なため、委員会において選定した指定候補者を令和8年12月議会(予定)に上程し、議決を経て指定管理者の指定となります。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定(告示)後、各施設の管理及び運営に関する業務の内容及び細目的事項等について、市長と指定管理者が協議の上、協定を締結します。

(3) 指定管理者として指定された法人等は、サービスの水準の維持を図るため、市と十分に協議の上、円滑に移行できるよう必要な準備を進めるものとします。

1 4 位置図及び外観写真



1 5 公募から管理運営までのスケジュール

月 日	内 容
令和 8 年	
9 月 9 日（水）～	募集要項配布（告示）
9 月 9 日（水）～ 10 月 14 日（水）	質問事項の受付
9 月 9 日（水）～ 10 月 16 日（金）	申請書類の受付
11 月 2 日（月）（予定）	選定委員会 ・プレゼン、ヒアリング ・候補者の選定
12 月下旬（予定）	指定管理者の議決
12 月下旬（予定）	指定管理者の指定（告示）
令和 9 年	
3 月下旬（予定）	協定の締結
4 月 1 日（木）～	指定管理者による管理運営の開始

1 6 問い合わせ先

鹿角市 観光戦略部 観光交通課 観光振興班
 郵便番号 018-5201 鹿角市花輪字新田町 11-4
 電 話 0186-30-0248
 F A X 0186-30-0268
 E-mail kankou@city.kazuno.lg.jp